

あいち福祉医療専門学校学則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は、あいち福祉医療専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、名古屋市熱田区金山町一丁目 7 番 1 3 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、介護福祉、精神保健福祉、理学療法及び作業療法に関する基礎教育と専門的実践教育を行い、社会から喜ばれる知識技能と歓迎される人柄を兼ね備えた人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を実施するとともに、学校関係者評価を行う。

第 2 章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 5 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼	修業年限	1 学年定員	総 定 員	学 級 数	備 考
教育・社会福祉 専 門 課 程	介 護 福 祉 学 科	昼	2 年	8 0 人	1 6 0 人	4 学級	
	国 際 介 護 学 科	昼	1 年	4 0 人	4 0 人	1 学級	
	精 神 保 健 福 祉 学 科	昼	1 年	2 0 人	2 0 人	1 学級	
医療専門課程	理 学 療 法 学 科	昼	3 年	4 0 人	1 2 0 人	3 学級	
	作 業 療 法 学 科	昼	3 年	4 0 人	1 2 0 人	3 学級	
計				2 2 0 人	4 6 0 人	1 2 学級	

(学年・学期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後 期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 夏 期 7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで

(4) 冬 期 1 2 月 2 5 日から 1 月 1 0 日まで

(5) 学年末 3月25日から3月31日まで

第3章 教育課程、授業日時数及び教職員組織

(教育課程、授業日時数、単位数)

第8条 教育課程、授業日時数、単位数は、別表のとおりとする。

(始業及び終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には始業及び終業時刻を変更することができる。

9時30分から16時40分まで

(教職員組織)

第10条 本校の教職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 16名以上
- (3) 事務職員 2名以上
- (4) 校医 1名

2. 校長は校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学・休学・復学・退学、成績考査及び卒業

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉学科、国際介護学科、理学療法学科及び作業療法学科
学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者

(2) 精神保健福祉学科
精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第6条第1号イの規定に該当する者

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、4月1日とする。

(入学選考・入学手続)

第13条 本校の入学選考・入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第19条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、選考して入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(転入学・編入学)

第14条 介護福祉士・精神保健福祉士・理学療法士・作業療法士養成施設からの転入学及び編入学は、原則認めない。ただし、前掲養成施設のうち、精神保健福祉士養成施設を除き、本校に転入学・編入学を志望する者がある場合、欠員のある場合に限り、選考のうえ、校長が相当年次に転入学・編入学を許可することがある。

2. 前項の転入学・編入学時期は、学年始めとする。

(休学及び復学)

第15条 校長は、疾病その他やむを得ない理由により引続き40日以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、1年以内に限り休学を許可することができる。

2. 校長は教育上必要と認めた場合には、1年以内に限り休学を命ずることができる。

3. 前2項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署の上願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(成績考査)

第17条 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあっては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。

2. 教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2（ただし、介護実習、ソーシャルワーク実習及び臨床実習については教育課程表に掲げる時間数）に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。

3. 成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。

4. 成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。

5. 病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。

(卒業、修了の基準)

第18条 教育課程の卒業又は修了は、第8条の所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

(証書の授与)

第19条 校長は所定の全課程を修了したと認めた者には、次の卒業証書を授与する。

(1) 職業実践専門課程として認定された教育・社会福祉専門課程介護福祉学科、医療専門課程理学療法学科、作業療法学科の修了者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士と称することができるものとし、別紙第1号様式の卒業証書を授与する。

(2) 前号に定める学科以外を修了した者には、別紙第2号様式の卒業証書を授与する。

2. 校長は必要に応じて別紙第3号様式の修了証書を授与することがある。

第 5 章 入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

第 2 0 条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼	入学検定料(円)	入 学 金(円)	授業料:年額(円)	施設費:年額(円)	実習費:年額(円)
教育・社会福祉 専 門 課 程	介 護 福 祉 学 科	昼	20,000	200,000	640,000	140,000	100,000
	国 際 介 護 学 科	昼	20,000	200,000	630,000	100,000	100,000
	精神保健福祉学科	昼	20,000	200,000	750,000	140,000	90,000
医療専門課程	理 学 療 法 学 科	昼	20,000	300,000	890,000	240,000	250,000
	作 業 療 法 学 科	昼	20,000	300,000	890,000	240,000	250,000

2. 授業料は、年 2 回に分けて各学期の始まる日までに納付するものとする。
3. 授業料を期限内に納付しないときは、校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
4. 校長は、前項の督促をしてもなお納付しない者には、特別の事情のある場合を除き、その者を出席停止又は除籍することができる。
5. 校長は、特別の事情があると認められた者には、授業料等を減免することができる。
6. 精神保健福祉学科については、指定施設において 1 年以上の相談援助の常勤業務に従事した後に入学する者に対し、ソーシャルワーク実習の一部を免除するとともに、実習費の一部を減免する。
7. 前各項（第 2 項～第 6 項）に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

(返 還)

第 2 1 条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料、施設費及び実習費は返還しない。ただし、特別な事由があると認める場合はこの限りではない。

第 6 章 賞罰、その他

(ほう賞)

第 2 2 条 校長は他の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第 2 3 条 校長は教育上必要と認めた場合には、学生に対して懲戒を行うことができる。ただし、退学は次の各号に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

(健康診断)

第 2 4 条 健康診断は毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(附帯事業)

第 2 5 条 本校は、次の附帯事業を行う。

福祉、医療に関する特別講座

2. 特別講座に関する規程は別に定める。

(雑 則)

第26条 この学則の実施に関し、必要な細則及び規程は校長が定める。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成16年3月1日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。(第1条 名称、第3条 目的、第19条 入学金、授業料等、別紙第1号様式、別紙第2号様式、別紙第3号様式)

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成18年度生から適用し、平成18年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成20年3月1日から施行する。(第18条 証書の授与、別紙第1号様式)

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成20年度生から適用し、平成20年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数、第19条の入学金、授業料等は、平成21年3月31日現在在籍する者については従前のおりとし、平成21年度生から適用、及び平成21年度1学年に復学、又は留年した者に適用する。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。ただし、第19条の入学金、授業料等は、平成24年3月31日現在在籍する者については従前のおりとし、平成24年度生から適用、及び平成24年度1学年に復学、又は留年した者に適用する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成25年度生から適用し、平成25年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成26年度生から適用し、平成26年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数、第19条の入学金、授業料等は、平成27年度生から適用し、平成27年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。(第18条 証書の授与)

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は平成29年度生から適用し、平成29年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は令和2年度生から適用し、令和2年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は令和3年度生から適用し、令和3年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条の教育課程及び授業日時数は令和6年度生から適用し、令和6年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

附 則

この学則は令和7年4月1日から施行する。ただし、第19条の入学金、授業料等は、令和7年3月31日現在在籍する者については従前のおりとし、令和7年度生から適用、及び令和7年度1学年に復学、又は留年した者に適用する。

附 則

この学則は令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条の教育課程、授業日時数、単位数、第19条(1)の証書の授与及び、第20条の入学金、授業料等は、令和8年3月31日現在在籍する者については従前のおりとする。

別紙第1号様式

校 印	卒 業 証 書	第	号
		氏 生	名 日
本校 専門課程 ○○○○○科において 職業実践専門課程として認定された○年の課程を修了したので これを証し 称号「専門士(○○専門課程)」を付与する			
年 月 日			
あいち福祉医療専門学校 校長 ○○○○ 印			

別紙第2号様式

校 印	卒 業 証 書	第	号
		氏 生	名 日
本校○○○○○○○ 専門課程 ○○○○○○学科 ○年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する			
年 月 日			
あいち福祉医療専門学校 校長 ○○○○ 印			

別紙第3号様式

校 印	修 了 証 書	第	号
		氏 生	名 日
本校 ○○課程 ○○○○○科○年の所定の課程を修了したので これを証し 修了証書を授与する			
年 月 日			
あいち福祉医療専門学校 校長 ○○○○ 印			